# 法発[2020]33号

最高人民法院による法に基づく知的財産権侵害行為の懲罰レベル強化に関する意見

最高人民法院 2020年9月14日

参照サイト: http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-255591.html

# 【仮訳】

## 法発[2020]33号

# 最高人民法院による法に基づく知的財産権侵害行為の 懲罰レベル強化に関する意見

公正に事件を審理するために、法により知的財産権侵害行為に対する処罰レベルを強化し、権利侵害行為を効果的に阻止し、良好な法治化したビジネス環境を構築し、知的財産権審判実際と結びつけて、次の意見を制定する。

#### (1)保全措置適用の強化

- 1. 核心技術、有名ブランド、人気番組などの知的財産 権の侵害または差し迫った侵害及び展示会での知的財産権の侵害或いは知的財産権などに差し迫った侵害で 取り返しのつかない損害をもたらす行為に対して、権利 者が行為保全(訳注:仮差止、以下同じ)を申立てる場合、人民法院は法により速やかに審理するとともに、裁定を下さなければならない。
- 2. 権利者が知的財産権侵害訴訟中に既に権利侵害停止の先行判決を申立て、また行為保全を申立てる場合、 人民法院は法により一括し速やかに審理しなければならない。
- 3. 権利者は知的財産権侵害行為の初歩的証拠を有するとともに、証拠が滅失する可能性或いは、後日取得が難しい情況のため、証拠保全を申立てる場合、人民法院は法により速やかに審理するとともに、裁定を下さなければならない。比較的専門的技術問題に関する証拠保全の場合、技術調査官が参画することができる。
- 4. 既に保全措置が採られた被疑侵害製品或いはその他の証拠に対して、被疑侵害者の勝手な毀損、移転などにより、権利侵害事実の究明ができない場合、人民法院は権利者の当該証拠に関わる証明事項の主張が成立すると推定することができる。法律に規定の訴訟妨

害の情況に属する場合、法により強制措置をとる。

## (2)法により判決で権利侵害を停止

- 5. 権利侵害事実が既に明らかとなり、侵権利害が成立 すると認定できる場合、人民法院は法により先に権利 侵害停止の判決を下すことができる。
- 6. ニセモノ、海賊版品及び主なニセモノ、海賊版品を生産或いは製造するための材料と工具に対して、権利者が民事訴訟中に上記の物品の存在を立証するとともに、迅速に廃棄を申立てた場合、特殊な情況を除き、人民法院はこれを支持しなければならない。特殊な情況において、人民法院はビジネスルート外で、主なニセモノ、海賊版品の生産或いは製造に用いる材料及び工具の処分を命じ、更なる権利侵害のリスクを可能な限り減らすことができる。侵害者が補償を申立てる場合、人民法院はこれを支持しない。

## (3)法により賠償レベルの強化

- 7. 人民法院は立証妨害、調査・証拠捜査、証拠保全、 専門的評価、経済分析などの制度と方法を十分に運用 し、当事者に積極的、全面的、正確で、誠実な挙証を指 導し、損害賠償額算定の科学性と合理性を向上させて、 権利者の損失を十分に補填しなければならない。
- 8. 人民法院は当事者が提供する工商税務部門、第三者のビジネスプラットフォーム、権利侵害者のウェブサイト、宣伝資料或いは法による開示文書の関連データ及び業界の平均利潤率などを積極的に運用し、法により権利侵害収益情況を確定しなければならない。
- 9. 権利者が法により権利侵害収益に基づいて賠償額の確定を申立てるとともに既に立証している場合、人民法院は権利侵害者にその把握する権利侵害収益証拠の提出を命じることができる。権利侵害者が正当な理由なく提出を拒否或いは提出の求めに応じない場合、人民法院は権利者の主張と事件の証拠に基づき賠償額

最高人民法院による法に基づく知的財産権侵害行為の 懲罰レベル強化に関する意見 2020 年 9 月 14 日

を判定することができる。

10. 故意に他人の知的財産権を侵害し、情状が重大である場合、法により権利者の懲罰的賠償申立を支持し、故意の権利侵害行為に対する懲罰的賠償の抑止効果を十分に発揮させる。

11. 人民法院は法により合理的に法定賠償額を確定しなければならない。権利侵害行為が権利者に重大な損失或いは権利侵害者に巨額の収益をもたらした場合、権利者の損失を十分に補填し、権利侵害行為を効果的に阻止するため、人民法院は権利者の申立に基づき、最高限度額に近い或いは達成する法定賠償額を確定することができる。

人民法院は高い法定賠償額を確定するとき以下に掲げる要素を考慮しなければならない:権利侵害者に故意の権利侵害があるか否か、主に権利侵害を業としているか否か、権利侵害を繰返しているか否か、権利侵害行為継続期間が長いか否か、及ぶ地域が広いか否か、人身安全に危害、環境資源の破壊、或いは公共の利益に損害のおそれがあるか否かなど。

12. 権利者が第二審手続き中に新たに権利侵害行為制止のための合理的な支出を賠償額に入れることを申

立てた場合、人民法院は一括で審理することができる。 13. 人民法院は事件の複雑さ、仕事の専門性と度合い、 業界慣行、現地政府の指導価格などの要素を総合的に 考慮し、権利者の提供した証拠に基づき、権利者が賠 償を申立てた弁護士費用を合理的に確定しなければな

## (4)刑事的打撃レベルを強化

らない。

14. インターネット販売を通じて知的財産権侵害犯罪の 違法経営額、違法所得額は、ネット販売電子データ、銀 行口座出入記録、送り状、物流会社のコンピュータシス テム記録、証人の証言、被告人の供述などの証拠を総 合的に考慮し認定しなければならない。

15. 主に知的財産権侵害を業とするものに対し、特定期間に災害救援、防疫物資などのニセモノ商品の登録商標及び知的財産権侵害で行政処罰を受けた後、再度知的財産権を侵害し犯罪を構成する場合、法により重罰に処し、通常執行猶予を適用しない。

16. 法により違法所得を厳しく追納させ、罰金刑の適用 を強化することで、犯罪分子が知的財産権侵害の再犯 能力と条件を剥奪する。

注:上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。